

令和２年 第３回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第１４７号

令和２年第３回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和２年１１月２４日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和２年１１月２７日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和２年第３回まんのう町議会臨時会会議録（第１号）

令和２年１１月２７日（金曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

+

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

５番 竹林 昌 秀 ６番 川 西 米希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松 浦 正 吾	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	池 下 尚 治	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	佐 喜 正 司	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	小 縣 茂	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲 南 支 所 長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	細 原 敬 弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

朝夕の寒さに、いつしか忍び寄る冬を感じる季節となりました。

本日は、令和2年第3回まんのう町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は報告1件、議案3件を上程させていただいております。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案3件の提出があり、受理いたしました。次に、町長から地方自治法 第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告1件の提出があり、受理いたしました。

以上で報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

11月25日、午前11時5分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、第3回まんのう町議会臨時会の運営につきまして慎重に審議をいたしました。その結果を御報告します。

それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について）

日程第5 議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第6 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第7 議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午前11時15分に委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

+

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、竹林昌秀君、6番、川西米希子君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について）

○大西樹議長 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号の、まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定された事項に基づき、令和2年10月15日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要としましては、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条ずれが生じることにより所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めております。

以上、専決処分の報告といたします。

○大西樹議長 以上で、説明を終わります。

本件は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告第1号を終わります。

日程第5 議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第5、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和2年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、期末手当を0.05か月の引き下げ改正をするものでございます。

概要といたしましては、第1表の第20条第2項関係として、令和2年12月に支給する期末手当の一般職の支給率を100分の125に改正を行うものでございます。

次に施行日が令和3年4月1日となっております第2表として、令和3年6月期末及び12月期末とも100分の127.5に改正するものでございます。

なお、補足資料香川県・人事院勧告抜粋を添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 反対討論をしたいと思います。

○大西樹議長 どうぞ。

○小山直樹議員 では、議案第1号の、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論をしたいと思います。

この条例改正は、本年度の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告を受け、期末手当支給割合の改正を行い、今年度の期末手当を引き下げるものであります。

そもそも人事院勧告は、公務員のストライキ権などの労働基本権を制約する代償措置として作られたものであります。町民から選出された特別職の町長や議会議員の報酬と、町職員の給与とは切り分けて考える必要があります。

特別職や議員の報酬を引き下げることに反対するものではありませんが、しかし、2018年の10月から景気は後退局面にあったにもかかわらず、政府は2019年10月に消費税を10%に引き上げ、さらに今年は新型コロナ感染拡大であらゆる分野で活動自粛を余儀なくされ収入減で困窮する国民に一人10万円の特別定額給付金や各種の支援金、事業者には持続化給付金や協力金などの経済対策を行っている最中であります。

政府の対策の足らずをまんのう町が独自策で補っている状況でもあります。

また、医療従事者や介護従事者に慰労金を出す大変厳しい状況であります。本来なら、言葉だけでなく職員の皆さんにも慰労金を出すような状況ではないですか。

冬を前にコロナの第3波が来ております。政府のコロナ対策はちぐはぐで無責任、無為無策であります。収束のめどが全く見えてきません。このような時期に職員の期末手当を引き下げることとは、とりわけ現行のコロナ対策、経済対策に逆行するものであると言わざるを得ません。

よって、本議案に反対をいたします。以上です。

○大西樹議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

川西米希子君。

○川西米希子議員 私は賛成の立場で討論させていただきます。

本町の職員の方々が、日々誠心誠意住民サービスに努めてくださっているということには私も心から感謝をしております。

しかしながら、本年初頭より新型コロナウイルスが猛威を振るい始め、11月末を迎えた今も収束はおろか、さらに感染者が増加するなど、日本中が深刻な事態に陥っています。日本経済も大きな打撃を受けるなど、誰もが厳しい社会情勢の中、懸命に生き抜いているという状況です。

今回の措置は人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づくものであり、これまでの手法に則り、調査して導き出された下げ幅でもあります。講ずべき処置が勧告されたということでもありますので、受け入れるべきであると考えます。

よって、賛成とさせていただきます。以上です。

○大西樹議長 本案に対する反対討論はありませんか。

〔挙手者なし〕

○大西樹議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町は職員給与に対して幾らがいいか、調査研究し判断する権能を県人事委員会に委ねております。その県人事委員会に委ねる制度趣旨を尊重する以外に本町が選ぶ選択肢はない。よって賛成いたします。

ただし、現下の想定をしない鳥インフルエンザやコロナ肺炎の対策に、ほか、臨時の職務に職員が追われていることは間違いなことだ。これに対して時間外手当を弾力的に、現状に適応した運用をすることを併せて行うこと。そして鳥インフルエンザ対策のような特殊な場合には特殊勤務手当を検討すること。これが必要という意見を付して賛成させていただきます。以上です。

○大西樹議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大西樹議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第6、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本、一部改正は、国の特別職の給与に関する法律の改正及び一般職の給与条例改正に準じて、期末手当率の引き下げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和2年12月支給分を100分の162.5に改正を行うものであります。

次に施行日が令和3年4月1日となっております第2表として、令和3年6月及び12月支給分を共に100分の165に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第7、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３号の「まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」について、その提案理由を申し上げます。

本、一部改正は、国の特別職の給与に関する法律の改正及び一般職及び特別職の給与条例改正に準じて、期末手当率の引き下げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第１表の第５条第２項関係として、令和２年１２月支給分を１００分の１６２．５に改正を行うものであります。

次に施行日が令和３年４月１日となっております第２表として、令和３年６月及び１２月支給分を共に１００分の１６５に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第３号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和２年第３回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 ９時５３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月27日

まんのう町議会議長

+

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員